9 医療関係

ア 情報

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決			
事項名	措置内容	実力	施予定時期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
争坦石	角	平成 16 年度	17 年度 18 年度	
医療機関情報	b アウトカム情報の公開		平成 18年の早期に着手、	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
の公開	医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者		以降段階的に実施	定)【医療関係】ア に移行)
(厚生労働省)	や国民の情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡			
	率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後			
	合併症発生率等のアウトカム情報については、地域による			
	情報格差が生じることのないよう、段階的に公開の対象とす			
	ることとし、直ちに具体的な取組を開始する。			
	その取組を進めるに当たっては、適切なデータの開示方			
	法についても検討の対象とするとともに、各医療機関の特			
	殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手			
	法等、アウトカム情報の客観的な評価を可能とするための			
	研究開発の推進等のため、一定の病院について、提供する			
	医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の			
	質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る等の具体			
	的な仕組みを構築する。			
	【第 164 回国会に関係法案提出】			
診療情報の開	平成 17 年4月の個人情報保護法(個人情報の保護に関	結論	一部措置済 逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
示の促進	する法律、平成 15 年法律第 57 号)の全面施行に伴い定め			定)【医療関係】ア に移行)
(厚生労働省)	られた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な			
	取扱いのためのガイドライン」(平成 16年 12月 24日)にした			
	がい、診療情報の開示がすべての医療機関で遵守されるよ			
	う徹底する。また、患者の要請に係る診療情報の開示を適			
	切に行っていない医療機関に対して指導するよう明確な運			
	用基準を定める等、実効性を確保するための具体的な措置			
	を講ずる			
	【平成 17 年厚生労働省医政局総務課長及び医薬食品局総務課長連名通			
	知】			
医療費の内容が	領収書については、記載項目や記載方法等の規格を整		一部措置済 逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
分かる明細付き領	備しつつ、まずは保険医療機関等に、行われた医療行為等			定)【医療関係】ア に移行)
収書の発行の義務	とその所要費用等の詳細な内容が分かる明細付きの領収			
化	書の発行を義務づける。			
(厚生労働省)	【平成 18 年厚生労働省令第 27 号、平成 18 年厚生労働省保険局長通知】			

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決	定)における決定内容	
事項名		実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 坎 口	1H F 1,1 FL	平成16年度 17年度 18年度	
E B M (Evidence	a 診療ガイドラインの作成支援を一層進め、特に、重要疾患	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
-based Medicine:	で診療ガイドライン作成の必要のある分野などについて、		定)【医療関係】ア aに移行)
根拠に基づ〈医療)	優先的に作成する等、早急な整備を図る。		
の一層の推進	また、ガイドラインの普及を促進するとともに、導入効果を		
(厚生労働省)	評価できる枠組みを作成することが必要であり、傷病ごとの		
	臨床指標(クリニカル・インディケーター)の開発など、 評価		
	のためのツールを整備し、併せて医療の質の向上に向け、		
	クリニカル·インディケーターを活用した評価手法に関する		
	研究などを進める。		
	さらに、患者が自ら診療内容等を理解し選択しやすくす		
	るためには、国民用の診療ガイドラインを整備する。これら		
	を公正で中立な第三者機関が行うための環境整備を行う。		
	b 診療ガイドラインの作成支援や、インターネット等によるガ	平成 17 年度以降も逐	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	イドラインの情報提供サービス等が行われているが、医療	次実施	定)【医療関係】ア bに移行)
	の質の向上の観点からEBMの一層の普及を図りつつ、良		
	質な診療ガイドラインを公正かつ中立的に選定し、診療ガ		
	イドラインの作成根拠となった医学文献情報等とともにデー		
	タベース化し、インターネット等で広く公開する。		

イ 『化、事務効率化

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決						
事項名		実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等				
争块石	相 且 内 台	平成 16 年度 17 年度 18 年度					
医療分野!⊺化の	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野 のIT化	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決				
グランドデザインの	に関するグランドデザインを推進する支援・助成について、		定) [医療関係]イ に移行)				
推進	医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カルテ等、						
(厚生労働省)	各種IT化を統合的に推進する。						
審査支払機関	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子	一部措置済 逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決				
のIT化の推進	レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務		定)【医療関係】イ に移行)				
(厚生労働省)	全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するな						
	ど、審査の質の向上と効率化を図る。						

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
* T 2	ш ш т гэ	実力	施 予 定 時	期	講ぜられた措置の概要等
事 項 名	措 置 内 容 	平成 16 年度		18 年度	
レセプトのデータ	二次的な医療政策や疫学調査等のためのレセプトデータ		逐次実施、	平成22年度	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
ベースの構築と利	の利用・分析も目的とし、全レセプトデータを国の責任にお		中までに措	置	定)【医療関係】イ ab に移行)
用環境の整備	いて確実に蓄積、集約し、全国規模のナショナル・データベ				
(厚生労働省)	ースを構築するとともに、電子レセプトによる請求データ等の				
	データベース等の活用、研究等を活性化するため、民間等				
	も含め活用する際、過度に厳重な要件を課していたずらに				
	利用を制限することのないよう、個人情報保護に配慮しつつ				
	も、データ利用・分析に係る利用資格・手続き等の利用環境				
	の整備を図る。				
電子カルテシス	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会が「保健医		一部措置済	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
テムの普及促進	療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成 13 年				定)【医療関係】イ aに移行)
(厚生労働省)	12月)で提言した平成 18年度までに全国の診療所の6割				
	以上、400 床以上の病院の 6 割以上に電子カルテシステム				
	を導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な				
	実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの				
	導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、地域中核病院				
	等にWeb型電子カルテを導入して診療所等の電子カルテ				
	利用を支援する等、具体的な措置を講ずる				
	b 電子カルテにおける用語·コードとレセプトにおける用語·		一部措置済	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	コードの整合性を図り、カルテからレセプトが真正に作成さ				定) 【医療関係】イ bに移行)
	れる仕組みを構築し、我が国のカルテについて電子カルテ				
	化を積極的に推進することとし、そのための実効性ある方				
	策を講ずる。				
	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療機関におい		結論	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	て継続的に運用されるよう、システム導入後の運用維持も				定) [医療関係]イ に移行)
	視野に入れ、電子カルテシステムを用いた望ましい診療行				
	為や医療機関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を				
	策定し、措置する。				
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一				定)【医療関係】イ dに移行)
14 to 15 to 55	層推進する。	4a 14 m 54	·		
	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するた	一部措置済	逐次	実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
有の促進と電子カ	めに、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者				定)【医療関係】イ aに移行)
ルテの標準化促進	情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置				
(厚生労働省)	する。				

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
事 項 名			施予定時		講ぜられた措置の概要等
		平成 16 年度	17 年度	18 年度	
	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医療におけるI		逐次美		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	T化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、		標準規格の	普及促進	定)【医療関係】イ bに移行)
	レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な課		については	:平成18年	
	題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進		度中に実施		
	手段を政府として明確にし、実行する。				
電子カルテ等診	b 電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存について		一部措置	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
療情報の医療機関	は、情報の安全確保等、外部保存受託機関として満たす		済(早期に		定)【医療関係】イ に移行)
外での保存	べき技術及び運用管理上の要件を示したガイドラインを速		ガイドライン		
(厚生労働省)	やかに開示、周知徹底し、診療情報の電子化及び患者の		の周知徹		
	診療継続等のための医療機関間での情報共有を推進す		底)		
	პ 。				
	【平成17年3月「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」】				
遠隔医療等の医	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、	一部措置済	逐次	実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
療分野の汀化の推	病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を				定)【医療関係】イ aに移行)
進	推進する。				
(厚生労働省)	また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報				
	交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に				
	確立し、積極的な普及策を講ずる。				
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検				定)【医療関係】イ りに移行)
	討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ず				
	る 。				

ウ 保険者、保険運営、審査支払等

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事項名	措置内容	実施予定時期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
尹坦口		平成 16 年度 17 年度 18 年度	
保険者の自主的	保険者の自立的な運営のため、各種許認可手続など、一	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
運営のための規制	層の規制緩和等の措置を講ずる。		定)【医療関係】ウ に移行)
緩和等の措置			
(厚生労働省)			

規制	 改革·民間開放推進 3 か ²	年計画(平成 ′		定)における流	快定内容		
± 4	144			<u> </u>	実が	多	期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事項名	措	置	内	容	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
医療機関·薬局	「規制改革・民間開放打	推進3か	年計画	画(改定)」(平成 17年		逐次検討	ナ·結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
と保険者間の直	3月25日閣議決定)に	おける「	保険者	首と医療機関の直接契				定)【医療関係】ウ に移行)
接契約に関する	約が進められるよう、現行	行の契約	的条件	等について過度な阻				
条件の緩和	害要件がないか等につい	ハて保険	(者の意	意見を踏まえつつ、条				
(厚生労働省)	件緩和について検討する	る。【逐次	欠検討	〕」との決定を踏まえ、				
	例えば以下のような事項							
	れば積極的に聴取すると							
	の認可基準等について」							
	合理事あて厚生労働省							
	号)及び「保険薬局に係る							
	基準等について」(平成1							
	あて厚生労働省保険局長			-, -				
	知における要件の見直し							
	・直接契約の対象医療							
	保険者の組合規約に明	明記すへ	くさとす	りる要件を廃止するこ				
	と。	7	> + 70	中していかいっした中				
	・認可申請の際にフリー							
	観的に証明するために			ロか水のられている音				
	類の記載内容を簡素化 契約医療機関におけ			200年10年10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日				
	が、保険者の責による場							
	事項とされている「契約							
	スの阻害行為」には当た							
	約後の各種報告を簡素			THE ILLY SCCOIC, X				
	・ 認可後に地方厚生(5		-	すべき事項から 保除				
	者が持ち得ない、若しく							
	における当該保険組合							
	の額及びレセプト件数							
	診療報酬点数の範囲	,		•				
	定が、契約当事者間の							
	るよう、要件を緩和するこ							
	· 認可を取消された場合	合であっ	ても保	民険者、保険組合加入				
	者の受診機会の継続性							
	あれば、一定期間、継続							
	講じること。							

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
± -7 4		実力	施 予 定 🏻	 寺 期	講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	平成 16 年度		18 年度	
社会保険診療報	健康保険組合における診療報酬の審査・支払に関する事			逐次検討・	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
酬支払基金の業務	務については、従来、社会保険診療報酬支払基金に委託			結論	定)【医療関係】ウ に移行)
の民間開放	するよう通知により指導されていたが、現在当該通知は廃止				
(厚生労働省)	され、健康保険組合自ら又は社会保険診療報酬支払基金				
	以外の第三者の審査支払機関による診療報酬や調剤報酬				
	の審査・支払が可能となっている。				
	したがって、健康保険組合から直接審査・支払について				
	の具体的な要望が厚生労働省に寄せられた際には、その内				
	容について速やかに検討・結論を出す。				
	また、オンライン請求などのIT化の進展や、上述した支払				
	基金以外の者による審査・支払の普及等に応じて、特定業				
	務への特化を図るなど、支払基金の業務の民間開放につい				
	ても推進する。				
健康保険組合の	健康保険組合の規約変更については、厚生労働大臣の			検討·結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
規約変更の届出制	認可制から事後届出制に変更する事項について保険者の				定) 【医療関係】ウ に移行)
化等	意見があれば、それらの意見を踏まえ、その適否について				
(厚生労働省)	速やかに検討し、届出の対象とする事項の拡大等を図る。		\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
患者への情報提			逐次	実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
供等のエージェント	充実を図るため、以下に示すような内容について、必要に応				定) 【医療関係】ウ に移行)
機能の充実	じ周知を図る。				
(厚生労働省)	・保険者が医療機関に係る情報収集を行い易いような方策				
	を講じるとともに、保険者がそれらの情報を公表することや、				
	被保険者による評価を反映すること、また、そうした情報を 用いて被保険者に対して優良医療機関を推奨することを可				
	用いて仮体映省に対して優良医療機関を推奨することを引 能とする等、被保険者の自己選択を支援する取組。				
	能とする等、仮体院省の自己選択を支援する取組。 ・ 査定減額の際の患者の一部負担金の過払いの問題等の				
	解消に向け、被保険者の一部負担金に係る査定減額相当				
	所用に向い、放床映画の - 印真担並にはる直を減額相当 分について、被保険者の代理者として保険者が医療機関				
	いについて、版体は自めて建自として体は自かとがに機関 に返金請求を行うことができることを周知徹底するとともに、				
	保険者が被保険者への返金分を代理受領し、被保険者へ				
	の返戻を可能とする等、保険者が被加入者の権限行使を				
	サポートするような取組。				

工 診療報酬

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
= T	## ## ## ## ##	実施予定時期	講ぜられた措置の概要等
事 項 名	措置内容	平成 16 年度 17 年度 18 年度	
競争政策の観点	競争政策上のインセンティブという観点から患者に対して	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
からの医療費体系	より良い医療を提供した者がより評価されるという医療費体		定)【医療関係】エ に移行)
の見直し	系の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。		
(厚生労働省)			
医療費体系の	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
在り方	討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を		定) [医療関係]エ に移行)
(厚生労働省)	進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。		
	b 診療報酬体系の見直しについては、医療にかかるコスト	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
定ルールの簡素	を適切に把握するための調査を検討するとともに、新技術		定)【医療関係】エ bに移行)
化、明確化	の導入について学会の調査等の結果に基づく評価を行う		
(厚生労働省)	など、医療機関のコストや機能の適切な反映、医療技術の		
	適正な評価等の基本的考え方に立って見直しを進める。		
	て 算定ロジックの変更等を伴う改定の場合には、実施まで	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	の医療機関におけるレセプト電算システムの修正に要する		定) 【医療関係】エ (に移行)
海拉达中土 法	期間についても配慮する。	\&\-\c\-\c\-\c\-\c\-\c\-\c\-\c\-\c\-\c\-	
価格決定方法	既存薬の効能について、一定の基準に基づいた再評価	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決 コンドル (現制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決 コンドル (規制改革) (現制改革) (規制改革) (対策
の見直し	を実施し、効能が認められなくなったものの承認を取り消す などの措置を講ずる。		定) 【医療関係】エ に移行)
(厚生労働省) 中央社会保険医	中医協については、次のような機能、組織の改革を実施	一部措置済(法案提出)。	│ │ │ │ │
	する。また、その運用状況を注視し、必要に応じて見直しを	一部指量/A(伝条提出)。 引き続き注視、	(税前以単推進のための3が中計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決 定)【医療関係】工 aに移行)
協)改革の実施	する。また、その連用仏派を注税で、必要に心でく兄直でを 行う。	め要に応じ見直し	
(厚生労働省)	11 % (第 164 回国会に関係法案提出)	必要に応∪発量∪	
(子工刀)到日)	a 改定率を除く診療報酬改定に係る基本的な医療政策の		
	審議については、社会保障審議会にゆだね、そこで「診療		
	報酬改定に係る基本方針」を定め、中医協においては「基		
	本方針」に沿って、具体的な診療報酬点数の設定に係る審		
	議を行うこと。		
	d 支払側委員及び診療側委員の委員構成については、医		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	療費のシェア、医療施設等の数、医療施設等従事者数、患		定)【医療関係】エ bに移行)
	者数等の指標を総合的に勘案しながら、明確な考え方に基		
	づいて決定すること。		
	e 中医協外で審議·決定された基本的な医療政策に沿って		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	中医協において改定がなされたかどうかを検証すべく、診		定)【医療関係】エ (に移行)
	療報酬改定結果を客観的データによって公益委員が事後		
	評価すること。		

規制	改革·民間開放推進 3 か年計画(平成 18 年 3 月 31 日閣議決	<u></u> 定)における決	快定内容		
東西 名	# # # #	実 施	1 予 定 時	期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 項 名	措置内容	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
包括払い・定額払い制度への移行の促進 (厚生労働省)	a 現在、我が国の診療報酬体系は出来高払いが中心となっているが、コストインセンティブが働きにくく過剰診療を招きやすいといった弊害が指摘されている。一方、包括払い・定額払い方式については粗診粗療を招きやすいといった弊害が指摘されるものの、医療内容が標準化され、在院日数の短縮やコストの削減など、効率的な医療サービスを提供するインセンティブが働くとともに、医療機関ごとの医療費の格差の縮小が期待される。また、診断群ごとの診療が標準化され、質のばらつきを少なくすることを通じてコストを削減することは、医療費の画一的な削減と大きく異なる点である。こうした点に留意し、医療の標準化、情報公開を推進しつつ、傷病の分類方式、対象分野、対象施設要件など、	FI Property of the Control of the Co	でであっています。		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】エ bに移行)
	具体的内容、時期を定め検討し、包括払い・定額払い方式 (診断群別定額報酬支払い方式など)の対象医療機関など の拡大を平成13年度から計画を明示して、段階的に進め る。 b 現在行われている包括評価について、その影響を検証し た上で、精緻化された、かつ実効性のある包括評価の実施 に向けて検討を進める。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】エ bに移行)
	て 医療機関の機能分化を促進し、医療内容の標準化と平均在院日数の短縮化・質の向上などを目指しつつ、まず急性期入院医療について、包括払い・定額払いの利点を最大限にいかした方式である診断群別定額報酬払い制度の計画を策定して、導入に向けた検討を進め所要の措置を講ずる。その際、諸外国において既に相当の経験があることから、それらを参考にし、また国際的な整合性に留意する。		検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[医療関係]エ bに移行)
	e 現在行われているDPCについて、その影響・効果を早期 に検証し、より精緻化された、実効性のあるDPCの実施に 向けて検証を進める。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】エ aに移行)
	f DPCの試行的導入の検証結果を踏まえ、最終的な目標としての診断群別定額払い方式の導入を、海外における診断群別定額払い方 (DRG-PPS(Diagnosis Related Group - Prospective Payment System)等)の導入効果を参考にして、検討し、結論を得て実施する。			平成 18 年 中に結論 (平成19年 度中に措 置)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】エ bに移行)

オ 経営の近代化等

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期 平成16年度 17年度 18年度	講 ぜられた措置の概要等
株式会社等による 医療経営の解禁 (厚生労働省)	a 構造改革特区における株式会社による医療機関経営の 状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に 検討を進める。	逐次検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】オ に移行)
病院における民 間参入の推進 (厚生労働省)	a 国立病院については、廃止、民営化等をするものを除き、 平成16年度からの独立行政法人化が進められているが、当 該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別 施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立 後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、 結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。	遅くとも独立行政法人設立後の最初 の中期目標期間終了時に速やかに 検討・結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】オ aに移行)
	b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】オ bに移行)
	c 労災病院については、平成16年度から独立行政法人化し、一部について廃止、民営化等をすることとされているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[医療関係]オ (に移行)

力 医薬品・医療材料、承認審査等

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決							
事項名	措置内容	実 施 予 定 時 期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等					
争均 有	措	平成16年度 17年度 18年度						
治験実施体制	治験について、治験コーディネーターの養成、治験実施	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決					
の整備、促進	医療機関における治験実施体制の整備を促進するととも		定) 【医療関係】カ に移行)					
(厚生労働省)	に、医療機関における治験管理事務の代行組織SMO(Site							
	Management Organization)の育成、被験者及び治験実施医							
	師等の治験 に関するインセンティブの在り方、治験実施医							
	療機関の治験審査委員会の機能強化に関する方策等につ							
	いて検討し、治験の質の向上を含め、総合的な体制整備・							
	推進策を講ずる。							

規制改革・民間開放推進 3 か年計画(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)における決定内容				
事項名	 	実 施 予 定 時 期		講ぜられた措置の概要等
		平成 16 年度	17 年度 18 年度	
医療機器の内外	内外価格差の是正等に向けて、新しい医療機器の持つ			
価格差の是正等	医療費削減等の効果や、保険償還価格が開発供給事業者			
(厚生労働省)	に与えるインセンティブも考慮した総合的な視点から、以下			
	の事項について早急に調査、検討を行い、対策を講じる。			
	a 我が国における薬事法の承認審査に要する時間や医療		逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	機器の流通実態等のコスト引き上げ要因について、その検			定) [医療関係]カ aに移行)
	証に取組むとともに、外国における実態価格を正確に把握			
	するよう努めること等によって、外国平均価格調整制度の的			
	確な運用を図り、不合理な内外価格差を解消していく。			
	b 医療機器の承認審査体制の充実と運用の円滑化を図る		平成 17 年度中措置、	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	ため、以下の施策を講じる。		以降も逐次実施	定) [医療関係]カ bに移行)
	承認審査体制の充実(医薬品医療機器総合機構の審査			
	業務の効率化、第三者認証制度の対象となる医療機器			
	の拡大、外部専門家の積極的な活用、メディカルエンジ			
	ニア等の医療機器の専門家による審査の専門性の向上			
	等)			
	・海外治験データ(海外で実施された同製品等の治験結			
	果等)の利用の円滑化、データ受入方法の明確化と周知			
	徹底			
	・GCP(臨床試験実施基準)運用の円滑化			
	・開発側と審査側とで共有できる客観的な各種基準の整			
	備と周知徹底 等		亚芹 42 左连由后检针	
	で ライフサイクルが短く、機器の改良が逐次行われる等、医		平成 17 年度中に検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	薬品と異なる医療機器の特性を考慮し、医療機器の特性を		開始。平成 18 年度中	定) 【医療関係】カ (に移行)
	│ 踏まえた審査基準の整備とその運用の円滑化等を図るた │ め、以下のような対応を行う。		結論の上、逐次実施。 国際的整合化に係る	
	め、以下のような対心を行う。 ・臨床試験の要否に関する判断基準等における国際的な		国際的登古化に係る事項については、国際	
	・臨床試験の委合に関する判断基準等にのける国際的な 整合性の確保の検討と推進		事項にプロでは、国際 基準の改定動向等を	
	発言性の確保の使割と推進 ・一部変更申請の手続きの円滑化		登年の以た動向寺を踏まえ結論の上、逐次	
	・一部変更中間の子続きの口消化 ・申請前時点における治験相談等の対話の充実等		」 実施	
	中間別付品にのける山獣性談寺の別語の冗夫寺		天心	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容		実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
事 坎 口	1H EL 11 ET	平成 16 年度	17 年度	18 年度		
医薬品の薬価	b 規制改革·民間開放の推進に関する第2次答申(平成 17		一部措置済	逐次実施	(規	制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
等の見直し	年 12月 21日)の「(4)医療機器等の内外価格差の是正等」				定	【医療関係】カ に移行)
(厚生労働省)	の における医療機器に関する承認審査に関する指摘と					
	同様、医薬品の薬事審査、承認においても、承認審査体制					
	の整備(承認審査の迅速化、医薬品医療機器総合機構の					
	治験相談の改善等)等の課題もあることから、医薬品の安全					
	性の確保に配慮しつつ、承認審査体制の充実、薬効別の					
	臨床評価ガイドラインの作成・整備、海外治験データ利用					
	の円滑化、開発側と審査側とで共有できる客観的な審査ガ					
	イドラインの整備等の承認審査の運用の円滑化を行う。					
医薬品販売に	a 医薬品について、平成 11 年 3 月 31 日に行った 15 製品		逐次実施		(規	制改革推進のための3か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決
関する規制緩和	群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基				定	(【医療関係】カ に移行)
(厚生労働省)	準(例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの					
	事故がほとんど認められないもの、など)に合致し、かつ保					
	健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たも					
	のについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続					
	き行う。					

キ 教育、臨床研修、資格、派遣等

規制	引改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事 項 名	措置内容	実施予定時期 平成16年度 17年度 18年度	講ぜられた措置の概要等
派遣規制の見 直し (厚生労働省) <労働ア に再掲>	用·労働分野における労働者派遣事業全体の紹介予定派 遣以外の派遣を対象とした事前面接の解禁のための条件	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】キ に移行)
専門職医療従 事者の充実 (厚生労働省)	患者の多様なニーズに対応するためには、様々な専門性 (知識・技術)に基づいた適切な治療やケアが行われることが望まれている。また、そのような状況を踏まえ、医療従事者 の専門性についても細分化・機能の分化が進んでいるが、現在、特に、麻酔、病理診断などの分野における医師については不足が指摘されており、その充実が求められている。 したがって、このような状況に対応するため、専門職の不足を解消するための方策について検討し、措置する。	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[医療関係]キ に移行)

規制	改革·民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決	定)における決定内容	
		講ぜられた措置の概要等	
事 項 名	措置内容	実 施 予 定 時 期 平成16年度 17年度 18年度	
医師·医療従事	a 医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新の知識及	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
者の質の確保	び技能を修得できるような環境の整備を行う。その方策の		定) 【医療関係】キ に移行)
(厚生労働省)	一つとして、平成16年度からの医師の臨床研修化に向けた		
	臨床研修制度の改革や生涯教育の充実、研究の促進とそ		
	の成果の普及などにより、資格取得後の医療従事者の質		
	の確保を図る。		
国家資格取得者	FTA交渉における諸外国からの要望も踏まえ、我が国の	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
の就労制限の緩和	労働市場への影響や相手国における同様の職種の受入制		定) 【医療関係】キ に移行)
(厚生労働省、法務省)	度を勘案しつつ、FTA交渉において合意した場合には、医		
	療分野の我が国の国家資格を取得した外国人に対しては、		
	就労制限の緩和を図る。		
介護福祉士及びあ	介護福祉士及びあん摩マッサージ指圧師については、F	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
ん摩マッサージ指圧師	TA交渉における諸外国からの要望も踏まえ、不法就労、不		定) 【医療関係】キ に移行)
の就労制限の緩和	法滞在その他犯罪の防止等に留意し、我が国の労働市場		
(厚生労働省、法務省)	への影響や相手国における同様の職種の受入制度を勘案		
	しつつ、FTA交渉において合意した場合には、我が国の国		
	家資格を有するなどの一定の条件に基づき、速やかに就労 が可能となるように措置する。		
医師などの相互	10 0 10 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
受入取決めの締結	多い国々などを中心に検討し、相互受入取決めを締結す	少 人关心	(税前以単推進のための3が年計画(十成19年8月22日閣議次 定)【医療関係】キ に移行)
の推進	る。		
(厚生労働省、外務省)	0 ,		
外国人医師等の	a 構造改革特別区域推進本部決定及び対日投資会議決	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
相互受入時の国家	定において、「現行の外国との医師の相互受入れを拡大	E//X/III	定) 【医療関係】 キーに移行)
資格の取得要件の	し、相手国による日本人医師の受入れが無い場合でも、英		
緩和	語による国家試験に合格した外国人医師を、診察対象を		
(厚生労働省、外務省)	当該国民に限定する等の条件の下、受入れる措置を講ず		
	る。(平成15年度中に実施)」こととしたが、実際に諸外国と		
	取決めの締結に向けた交渉を行うに当たっては、交渉の状		
	況に応じて、診察対象を「当該国民」に限らず当該相手国		
	と密接な関係を持つ国の国民なども診察対象に含めること		
	も考慮する。		

ク その他(医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等)

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決	ァ 定)における決定内容	
		実施予定時期	講ぜられた措置の概要等
事 項 名	措 置 内 容	平成16年度 17年度 18年度	
参入規制の緩	平成12年11月成立の改正医療法においては、都道府県	適宜実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
和	知事は医療機関の新規参入を促す方策として、病床数の増		定)【医療関係】ク に移行)
(厚生労働省)	加等の許可を受けた後、正当な理由がな〈業務を開始しな		
	い際の許可取消し、正当な理由がなく休止している際の開		
	設許可等の取消しを可能とするとされており、これらの制度		
	が適切に運用されるよう都道府県に対する情報提供・技術		
	的助言等に努める。		
人員配置基準	医療法の定める人員配置基準について、充足率の低い	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
の在り方	地域に関しては、充足率の改善のための施策を推進し、人		定)【医療関係】ク に移行)
(厚生労働省)	員配置基準が全国の最低の基準として守られるよう努める。		
救急医療の再	a 24時間体制で上質な救急医療を提供できる体制を早急に	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
構築	整備する。		定)【医療関係】ク aに移行)
(厚生労働省)	b 期待される役割を果たしていない救急医療機関について	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	は、他の医療機関と役割を交代させる等、救急医療体制が		定)【医療関係】ク りに移行)
	実際に機能するよう、適正な制度の運用管理を行う。		
	c ドクターへリを全国的に導入し、救命救急を要する患者が	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	迅速に高度な救急医療を受けられる体制を早急に確立す		定)【医療関係】ク (に移行)
	る。		
(厚生労働省、総務	d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行	検討·逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
省、国土交通省、			定)【医療関係】ク dに移行)
警察庁)	て検討し、所要の措置を講ずる。		
救急搬送業務の		結論 措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
民間委託、民間委	送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業		定)【医療関係】ク に移行)
譲推進	活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用すること		
(総務省)	が有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬		
	送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が		
	想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするた		
	めの環境整備を図る必要がある。		
	したがって、救急搬送業務における民間の活用につい		
	て、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検		
	討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような		
	救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。		

事項名 度施予定時期 講ぜられた措置の概要 小児医療(小児教急)の充実(厚生労働省) a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子21」において示されている「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」の施策を含め、小児救急・小児医療の充実や小児科医の確保策を積極的に推進する。 検討・逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年定)[医療関係]ク aに移行) ・小児科医の確保策を積極的に推進する。 検討・逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年定)[医療関係]ク bに移行) ・小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関する父母への啓発・情報提供等を実施する。 検討・逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年定)[医療関係]ク bに移行)	_
小児医療(小児 救急)の充実 (厚生労働省) の環境整備」の施策を含め、小児救急・小児医療の充実や 小児科医の確保策を積極的に推進する。 し 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理 に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を 促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理 に関する教の、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管理 に関する教の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を に関する に移行 に移行 に対して いたの に ない に な	6月22日閣議決
救急)の充実 (厚生労働省)	6月22日閣議決
(厚生労働省) の環境整備」の施策を含め、小児救急・小児医療の充実や 小児科医の確保策を積極的に推進する。 b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理 に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を 促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管	
小児科医の確保策を積極的に推進する。 b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理 検討・逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を 定)[医療関係]ク bに移行) 促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管	
b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小児の健康管理 検討・逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年 に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を 促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管	
に関する親の知識不足を解消し適切な小児医療の受診を 促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管	
促すため、「健やか親子21」の施策と併せて、小児の健康管	6月22日閣議決
理に関する父母への啓発・情報提供等を実施する.	
医療事故防止シ 医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改 検討·逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年	6月22日閣議決
ステムの確立 革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関 定) [医療関係] ク に移行)	
(厚生労働省、文 内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関	
部科学省) する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直	
し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対	
応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に	
向けて総合的な施策を講ずる。	
ゲノム医療の積極 ゲノム医療に関する研究促進とそのための体制の確保に 一部措置済 逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年	6月22日閣議決
的推進と国内体制 ついて積極的な方策を講ずる。	
の充実	
(厚生労働省)	
検疫の民間開 検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害する 一部措置済 逐次実施 (規制改革推進のための3か年計画(平成19年	6月22日閣議決
放推進 ような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、 定)[官業改革関係]イ に移行)	
(厚生労働省) 中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務	
処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等につい	
ての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放	
を推進する。	